



# 新発田市・胎内市・聖籠町 定住自立圏の形成に関する協定書

令和4年3月31日

新発田市・胎内市



# 新発田市・胎内市・聖籠町 定住自立圏の形成に関する協定書の全部を変更する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と胎内市（以下「乙」という。）は、平成28年10月5日に締結した新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏の形成に関する協定の全部を変更する協定を次のとおり締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定するものをいう。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し連携を図りながら、新発田市、胎内市及び聖籠町の区域（以下「圏域」という。）全体の活性化を図ることにより、圏域における定住に必要な都市機能及び生活機能を高め、持続可能な社会基盤を築き、もって安心して暮らし続けることができる定住自立圏を形成することを目的とする。

## （基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために、次条に規定する政策分野において相互に役割を分担し、連携して取り組むものとする。

## （連携する取組の内容及び役割）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野は、次の各号に掲げるものとし、その取組の内容は、別表に定めるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

（事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担し、連携して事務の執行に当たるものとし、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

2 前項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担及び費用の負担については、その都度甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

## （協定の変更）

第5条 甲及び乙は、この協定の内容を変更しようとする場合は、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

## （協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、廃止に係る議案を議会に付議する前に他方と協議した上で、議決を経るものとする。ただし、廃止に係る協議が整わないときは、協議を終了し、議決を経た上で、その旨を他方に通告することができる。

2 前項ただし書の規定による通告は、書面によって行うものとし、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項ただし書の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失うものとする。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自  
その1通を保有する。

令和4年3月31日

甲 新発田市中央町3丁目3番3号

新発田市

新発田市長 二階堂 韶



乙 胎内市新和町2番10号

胎内市

胎内市長 井畑 明彦



## 政策分野及び具体的な事項

### I 生活機能の強化に係る政策分野

#### 【具体的な事項】

##### 1 医療

圏域全体の医療サービスの質の向上や、切れ目のない医療体制の構築等を図る。

##### 2 福祉

圏域全体で子育て支援等を充実させ、安心して子育てができる環境の整備を図る。

##### 3 教育

圏域全体で質の高い教育の提供が行えるような取組を実施する。

##### 4 産業振興

圏域全体で広域的な産業の振興につながるような取組を実施する。

##### 5 その他生活機能の強化

上記に掲げるもの以外に生活機能の強化に係る連携を実施する。

## II 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

---

### 【具体的な事項】

#### 1 公共交通

圏域全体で移動手段の確保及び利便性の向上等を図り、持続可能な公共交通体制を構築する。

#### 2 インフラの整備促進

圏域全体で安全な生活環境の維持と利便性向上のため、施設、道路等のインフラ整備を図る。

#### 3 地域内外の住民との交流促進

圏域全体で市民活動及び交流の促進を行い、広域的なまちづくりの基盤づくりと振興を図る。

#### 4 スポーツの振興

圏域全体でスポーツ活動支援や促進を行い、スポーツ振興を図る。

#### 5 その他結びつきやネットワークの強化

上記に掲げるもの以外に結びつきやネットワークの強化に係る連携を実施する。

### III 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

---

#### 【具体的な事項】

##### 1 中心市等における人材の育成

圏域全体で産学官が連携し、知識と技能を持つ学生の就業、定住、その他活動等の支援を行う。

##### 2 圏域内の職員交流

圏域全体で職員の資質向上と職員間のネットワーク強化を図る。

##### 3 その他圏域マネジメント能力の強化

上記に掲げるもの以外に圏域マネジメント能力の強化に係る連携を実施する。